

ドライケミカル粉末消火装置の承認ガイドラインの改正に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

ドライケミカル粉末消火装置の承認ガイドラインは MSC.1/Circ.1315 に規定されており、本会はこれらを規則に取り入れている。

しかしながら、IMO にて火災試験の詳細、ドライケミカル粉末の成分の詳細が不明瞭であるとの意見があったため、IMO 第 8 回船舶設備小委員会で当該承認ガイドラインの改正案である MSC.1/Circ.1315/Rev.1 を作成した。

同改正案は、2022 年 11 月に開催された IMO 106 回海上安全委員会 (MSC106) において、MSC.1 / Circ.1315 / Rev.1 として承認された。

このため、MSC.1 / Circ.1315 / Rev.1 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 低引火点燃料船に搭載される固定式ドライケミカル粉末装置は MSC.1/Circ.1315/Rev.1 の要件を準用することとする。
- (2) 液化ガスばら積船に搭載される固定式ドライケミカル粉末装置は MSC.1/Circ.1315/Rev.1 の要件に適合したものとする。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

GF 編 低引火点燃料船

附属書 1 低引火点燃料船用の装置及び機器に関する検査要領

16 章 固定式ドライケミカル粉末消火装置

16.1 一般

16.1.1 適用

-2.を次のように改める。

-1. 本章の規定は、規則 GF 編 1.1.3-1.の規定に基づき、固定式ドライケミカル粉末消火装置に適用する。

-2. 規則 GF 編 11.6.1-1.に規定する固定式ドライケミカル粉末消火装置は、規則 GF 編 11.6.1-1.の規定に加えて、”Guidelines for the approval of fixed dry chemical powder fire-extinguishing systems for the protection of ships carrying liquefied gases in bulk” (MSC.1/Circ.1315/Rev.1)の要件を準用すること。

N 編 液化ガスばら積船

N11 防火及び消火

N11.4 ドライケミカル粉末消火装置

N11.4.1 を次のように改める。

N11.4.1 一般

規則 N 編 11.4.1 にいう「本会が適当と認める固定式ドライケミカル粉末消火装置」とは、“*Guidelines for the approval of fixed dry chemical powder fire-extinguishing systems for the protection of ships carrying liquefied gases in bulk*” (MSC.1/Circ.1315/Rev.1) の要件に適合したものをいう。